

<h1>はあとメール</h1>	<p>発行人 〒606-8405 京都市左京区浄 土寺上南田町26 ☎075-761-2109 住田正則</p>
-----------------	--

みなさん、こんにちは。  
「はあとメール」代表の 住田 正則 です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

行政書士・社会保険労務士です。「ひとが大事。」「一億総社長」をモットーに、遺言・相続をはじめとした民事法務、年金、主に中小企業の方々の経営支援や、商店街振興のためのお手伝いなどにたずさわっています。

仕事柄、市民のみなさんのさまざまな暮らしのお困り事 一ちょっとしたことから、結構深刻なお悩みまで一をお聞きする立場になることが多いのですが、その際に思うのが、まだまだ法律上の手続などは、一般の人びとにはあまり知識として行きわたっていないのだなあ、ということです。私たち専門家にとってはごくありふれた内容のものであっても、普通の人にはなじみが薄いものも数多く、しかもそうしたことが



「はあとメール」発刊によせて  
～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～

例えば相続の現場などにおいては非常に大切な役割を占めたりします。まずはそうした基

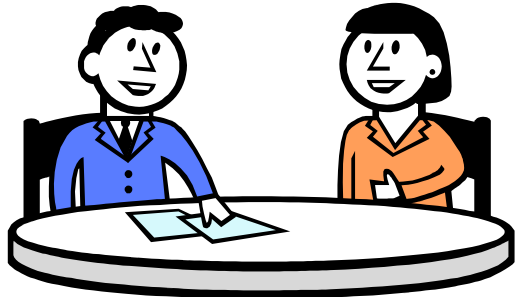
本的な知識となるものを、より多くの方々と共有できるようにしたいと、私は考えました。そうならば、みなさんの暮らしのさまざまな場面で生じる諸問題を今よりもスムーズに解決することができるようになりますし、私たち専門家にとっても、お手伝い（業務）できる機会が増えるようになるので大変メリットが大きいです。

ただ、そうした情報伝達・知識共有を目指して、さまざまな専門家の団体さんや、行政側の方々が市民の皆さんを対象とした相談会ですとか、講演会などを、いくつも行ってきてはいますが、そして私もそのようなイベントに参加したこともありますが、ときおり何かこう、しっくりこないものを感じることもありました。

その理由は、私の思いますに、相談会（参加者）と応談者（講演者）との間の、こころの交流の不足・意思疎通の不足です。

市民の皆さんがご相談を依頼したり、講演を聞いてみようと思ったりするのは、当然のことながらそうした助けを必要とする、それぞれきわめて個人的なご事情があつてのことだと思ひます。そのようなプライベートな内容の事業を取り扱う以上、受け手には知識の伝授以前に相談者の人生に対する思いやりが欠かせません。ゆえに、ただ一方的に専門家が専門知識をふりかざして喋りまくる、なんてのは論外ですし、そこまでひどくはないにしても、配慮が充分でないアドバイスはかえってご本人のためになりません。

このことを相談者（参加者）の立場から見直しますと、ある程度自分のなかで問題点を整理したうえで、それをできるだけ分かりやすく、必要な情報については隠すことなく専門家へ伝えるという姿勢が求められます。ただやみくもに身の上話をしている、物事は前へ進んでいくとは限らないのです。



このような相談者（参加者）と応談者（講演者）との間に横たわる意思疎通不足という課題を解決するために、私は双方で日常のお手紙のやりとりをすることを考えました。まずは私たち専門家から、定期的に法律一口メモや時節の話題などをお送りし、それに応えるかたちで参加者からの質問やおたよりが専門家に届く、このようなやりとりを重ねていくことによって、私たちはお互いのことをより深く知ることができ、もしも何か支援が必要となった際には迅速かつお互いにとって満足のいく結果を得ることができるでしょう。

これが、「はあとメール」をはじめようと思いました趣旨です。

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容についてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」とお呼びします）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。料金的なこともさることながら（状況に応じ、良心的な価格設定を心がけていきます）、すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

本日9月15日が、記念すべき第1回「はあとメール」発行日なのですが、これから平成20（2008）年の年内いっぱい「はあと会員」募集キャンペーン期間とし、広く市民の皆さんにご参加を呼びかけていきたいと思っておりますので、年内は会費は無料です。

☆ 「はあと会員」会費  
ただし、2008（平成20）年12月分までは無料  
月500円  
※原則として年一括払い（6000円）  
会期：毎年1月～12月

☆ 会員へのサービス内容  
「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け…等

できるだけきめこまやかな、心あたたまるサービスをご提供したいため、有料（年内はキャンペーン期間なので無料！）となっておりますが、なにとぞ本活動の趣旨をご理解いただき、お一人でも多くの方々にご参加していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

このコンピュータ・ハイテクの現代において、やや古風な感もある文通が、ひょっとしたら世の中を変えるかもしれない。みんながより楽しく幸せに暮らすためのきっかけとなるかもしれない。

・・・そのように考えますと、なんだかウキウキしてきませんか？

（住田 正則）

則）

あなたのご参加を、心よりお待ちしております



# 消費者契約法Q&A

## 個人事業者は、「個人」？「事業者」？ ～消費者契約法の適用対象（消費者契約法2条）～

### Question

私は、自宅を改造して、1階でレストランを営んでいます。  
 2週間くらい前に、浄水器販売業者が店に来ました。店にはもう設置してあるから、いらないと言ったら、自宅用にどうか、と勧められました。自宅用には必要ないし値段も高かったので断り、そろそろ開店時刻だから帰ってほしいと言ったのですが、なかなか帰ってくれませんでした。そのうち、店にお客さまが入ってこられたので、居座られても困ると思って、浄水器を買ってしまいました。不本意に買ってしまったので取消したいのですが、取消せるでしょうか？  
 私の知り合いが、そういう場合は個人なら消費者契約法によって取消せるけど、私は店を営んでいるから事業者になり、取消せないと言っていました。そうなんですか！？

### Answer

結論から申し上げますと、この契約について消費者契約法の適用が認められ、あなたはこの契約の承諾の意思表示を取消することができます。

消費者契約法は、消費者の利益の擁護を目的とした法律です（消費者契約法1条）から、対象は消費者です。そして、消費者とは、個人をいい、「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合」は除かれます（同法2条1項）。  
 ですから、あなたのような個人事業者は、「消費者」から除かれて、消費者契約法の適用が受けられないのではないかという疑問が生じ、お知り合いの方にそのことを指摘されたのでしょ

うね。  
 そこで、「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合」に当たるかどうかの判断が問題となります。

「事業」とは、営利目的に限られず、自己の危険と計算によって、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。そして、「事業として・・・契約の当事者となる場合」とは、事業目的そのものを対象とする取引の当事者となる場合をいいます。また、「事業のために契約の当事者となる場合」とは、事業の用に供するために行う契約の当事者となる場合をいいます。▲

あなたの場合は、例えば、レストランでお客さまに飲食を提供する行為は「事業として」、レストラン経営のために使用するパソコンを購入する契約は「事業のために」契約の当事者となる場合に当たります。

そして、「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合」かどうかは、具体的には、まずは契約の外形から判断されます。でも、個人事業者の場合、その個人の名で契約すると外形からは事業用か否かの判断がつきません。その場合は、実質的に考えて、その契約の目的物がどのように使われるかにより判断します。即ち、個人事業者がその目的物を、主としてその事業に用いる場合は消費者契約法の対象外となりますが、個人の趣味や私生活で使用する場合は同法の対象になります。

あなたは、自宅で使用するものとして、その浄水器を買ったわけですから、その売買契約は、「事業者として又は事業のための契約の当事者となる場合」に当たらず、消費者契約法の適用が認められます。

なお、あなたは訪問販売により購入しているので、「特定商取引に関する法律」の適用も考えられます。でも、契約から2週間ほど経過しており、クーリング・オフができる期間（「特定商取引に関する法律」9条1項1号により 8日）は経過してしまっているから、クーリング・オフは認められないでしょう。

だから、この契約の承諾の意思表示を取消すためには、消費者契約法の適用が認められて良かったといえます。

~~~~~

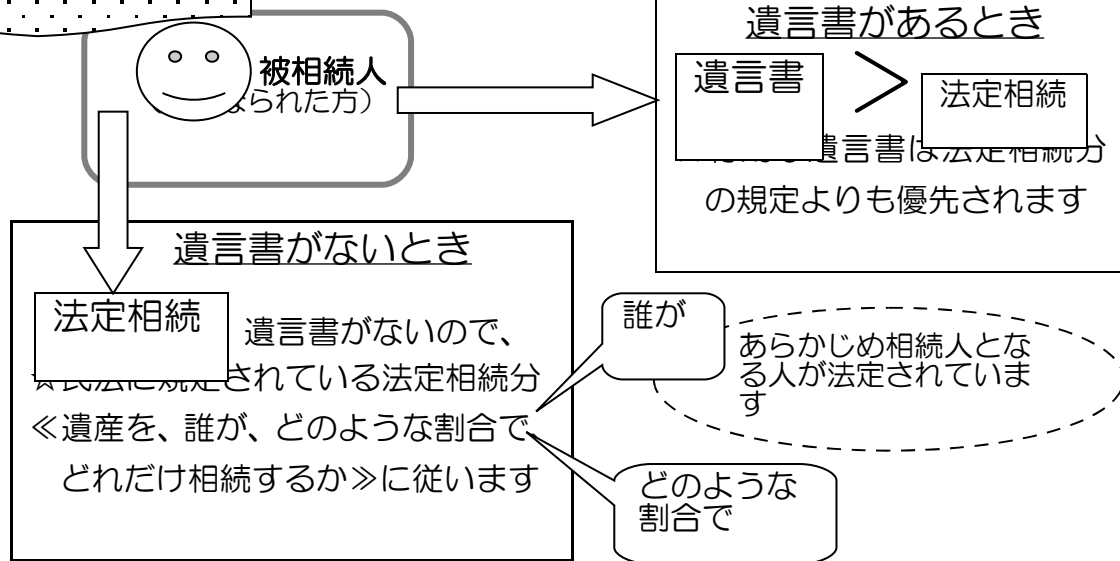
~~~~~  
このように、今回の相談者の方は、消費者契約法の適用を受けて、浄水器の売買契約を取消すことができます。でも、取消して、どういう場合にできるのでしょうか？

それは、また、次号のお楽しみ！

（高山 良子）

相続ミニコーナー

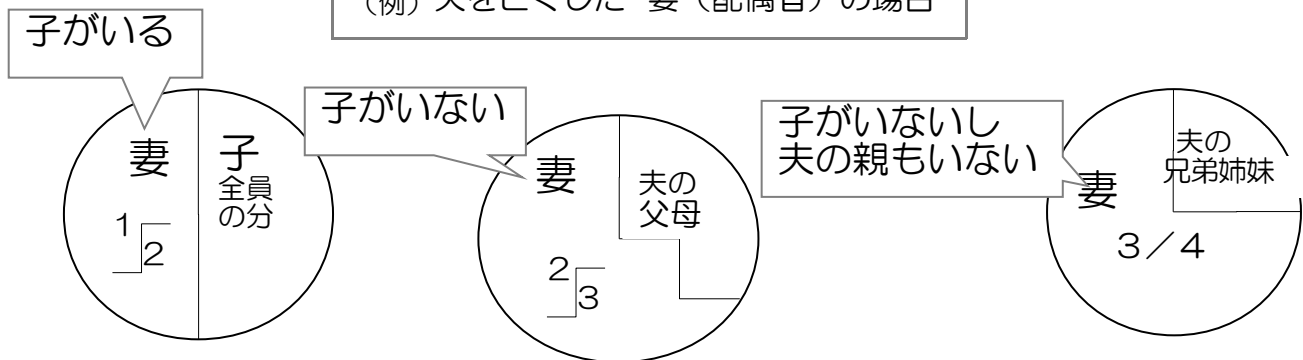
『法定相続』お聞きになられたことがありますか？



はあとメール、いかがでしたでしょうか。感想や取り上げてほしいテーマなどがありましたら、どうぞお便りをください。お待ちしております。

「誰が」「どの割合で」どれだけ相続するかが法定されているのが『法定相続』でした。遺言書がないときに用いられます。下に、一例で示します。

（例）夫を亡くした 妻（配偶者）の場合



※次回は、法定相続人（誰が）と法定相続分（どの割合）を、もう少し詳しく（民法 900 条 [法定相続分]）みていこうと思います。

（今村 晴美）

<終わり>